

積算関係情報

日付	平成27年6月26日
発信元	鉄道建設本部 業務部 工事契約課長 計画部 積算課長
発信先	各地方機関の契約担当部長・次長 殿 各地方機関の計画担当部長・次長 殿
内容	<p style="text-align: center;">第三者損害の補償処理に係る渉外主任者の取扱いについて</p> <p>標記については、補償業務期間中、専任の渉外主任者を配置することとしていたが、工区ごとの現地状況を踏まえた上で、契約担当役の判断により、専任、兼任を選択できることとしたので周知されたい。</p> <p>なお、当面の運用について、下記に記載したので参考とされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 専任、兼任の判断基準について 専任とする場合は、地権者、協議対象者が多く、専任の渉外担当者によらなければならないと判断した地域とし、具体的には積算標準の施工地域・施工場所のうち、市街地（DID地区）を基本とする。それ以外の地域は、専任を要しないことを基本とする。</p> <p>2. 適用について 上記の適用は、平成27年7月1日以降に公告する工事からとする。</p> <p>3. 補償要領・覚書の改正について 兼任を選択する場合は、既に地方機関で定めている「工事補償業務要領」・「第三者損害の補償処理に関する覚書」等の関係規程等を改正すること。</p>